

## 平成 20 年度予算編成方針（基本的な考え方）

我が国経済は企業部門の好調さが持続するとともに、家計部門の改善も続き、民間需要中心の経済成長が持続するものと見込まれている。平成 20 年度においても、我が国経済は同様の基調で推移するものと考えられているが、原油価格や世界経済の動向などのリスク要因もあり、今後の動向には注視が必要である。

県内に目を転じると、好調な県内企業収益に支えられ、平成 19 年度当初予算における県税収入は過去最高の 8,233 億円を計上した。また、完全失業率は前年を下回って推移しており、雇用情勢も改善するなど、本県の景気回復は持続しているものと考えられる。

このような経済情勢の下、県財政は健全化に向けた歩みを着実に進めてきた。行財政改革プログラムに掲げた取組を着実に推進したことにより、平成 16 年度当初予算では収支ギャップが 622 億円あったところ、平成 19 年度当初予算では 500 億円となり、行財政改革プログラムに掲げた収支ギャップの目標を達成することができた。また、県債依存度も低下を続けており、増加し続けた県債残高にも歯止めがかかりつつある。

しかしながら、県財政を取り巻く環境は、景気回復に気を許し、行財政改革の取組を緩めることのできる状況にはない。

歳入面では、ここ数年増収が続いている県税収入はそもそも景気の動向に左右されやすく、また、地方交付税総額の抑制基調もあり、地方交付税等を加えた一般財源総額が大幅な増加となることは想定されない。

その一方、歳出面では、高齢化に伴う福祉・医療関係経費、団塊の世代の大量退職に伴う退職手当、公債費といった義務的経費を中心とした歳出の増加は避けられず、収支不足は大幅に拡大する見込みである。

さらに、社会資本の整備等のために過去に発行した県債の残高は 3 兆円目前となっている。将来世代に負担を先送りしないためにも、県で発行額をコントロールできる県債残高を維持・減少の方向に転換させなければならない。

また、ピーク時には 2,500 億円を上回っていた財政調整のための基金残高も、財源調整のために活用してきた結果、平成 14 年度に 800 億円を下回ったまま回復できない状況が続いている。

こうした県財政上の課題に対応しつつも、平成 20 年度は「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」の 2 か年目であり、プランに掲げた施策を着実に推進していく必要がある。豊かな田園風景など空間のゆとりと医療や福祉の安心、文化やスポーツを楽しむ心のゆとり。そして、いつでもどこでも誰でも何度でもチャンスに恵まれる埼玉県を目指して施策を展開していかなければならない。

こうした諸般の情勢を踏まえ、平成 20 年度予算は、

第一に、ゆとりとチャンスの埼玉プランや県政運営の 3 つの指針を踏まえ、緊急的かつ重点的に対応すべき県政の課題に、限りある財源を重点的、効率的に配分し、県民の負託に積極的に応えること

第二に、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、収支ギャップを極力圧縮した予算を編成するとともに、これまで進めてきた財政健全化の足取りをより一層確かなものとする

第三に、将来世代に過度な負担を残さないため、県債については、適切な活用を図りつつも、県で発行額をコントロールできる県債の残高（臨時財政対策債を除いた県債残高）の圧縮を目指すこと

を基本とする。

平成 20 年度予算の見積りに当たり、各部局は、この基本方針の下、下記により予算見積調書を作成し、指定する期日までに提出されたい。

## 記

### 総括的事項

(1) 安心・安全、福祉、環境の視点を踏まえ、ゆとりとチャンスの埼玉プランで掲げた施策の推進に向け、事業の優先度や対象を見定め、「選択と集中」の観点から事業の重点化を図ること。

なお、平成 20 年度に特に重点化を図るため、「真に必要な取組み」（一般財源ベースで 21 億円程度）を設けるものであること。

「真に必要な取組み」に係る事業は、早期に効果が現れるよう手段・手法についても十分に検討し、事業精度を高めること。また、事業量についても精査し、既存事業との重複にも十分留意すること。

(2) 県が行う全ての事業及びその実施体制について、国・県・市町村・民間などの本来の役割分担に立ち返り、ゼロベースから各事業の必要性や効果を検証すること。不要・不急の事業は廃止する、あるいはより効果の高い事業に大胆に重点化するなど、制度や事業の根本に立ち返って見直しを行い、その上で予算要求を行うこと。

なお、施策の見直しや事業の再構築に当たっては、市町村や関係団体等に対して県の財政状況について説明の上、十分に協議調整を行い、相互理解と共通認識に立って予算要求を行うこと。

(3) 現行の行財政改革プログラムは平成 19 年度に計画期間が終了するが、今後、平成 20 年度を始期とする新たな行財政改革プログラムが策定される予定である。このため、現行の行財政改革プログラムに掲げた取組を踏まえることはもちろんのこと、新たな行財政改革プログラムを見据え、引き続き不断の行財政改革に取り組むこと。

- (4) 経費の見積りに当たっては、常に『最少の経費で最大の効果を上げる』という視点を踏まえつつ、民間活力の積極的な活用や民間の発想に基づく様々な手法を取り入れながら、引き続きコストの縮減を図ること。また、過去の決算や執行状況について十分な分析・検証を行い、実績を踏まえた予算見積りとする。
- (5) 地方税財政制度全般が大きな変革期を迎えており、また、国の予算編成の動向についても不透明な要素が多いことから、今後の国の予算編成や地方財政対策の動向を十分注視し、柔軟かつ的確な対応を行うこと。
- (6) 複数の部局にまたがる政策課題については、より体系的で効果的な予算を編成するという観点から、関連予算を要求するに当たっては、あらかじめ関係する部局間で調整を行うこと。これにより重複事業の排除や既存事業の見直しなど、部局連携に基づく予算要求になお一層取り組むこと。
- (7) 投資的経費の予算要求の上限額（キャップ）は、一般財源及び県債の合計額で管理すること。

#### 予算見積りの考え方

##### 1 歳入関係

歳入の見積りに当たっては、財源を的確に把握し、更なる収入確保に努めること。ただし、年度途中における財源振替は困難な状況にあるため、見積りに当たっては過大とならないよう十分留意すること。

##### (1) 県税

経済情勢の推移、税制改正の動向、地方財政計画等を十分に勘案し、的確な判断により見積もること。また、引き続き徴税努力を行い、納税率の一層の向上を図ることにより、収入の確保に努めること。

##### (2) 国庫支出金

国の予算編成の動向を踏まえつつ、県の施策実施上、真に必要と認められるものに関しては、積極的な確保に努めること。

##### (3) 使用料及び手数料

受益者負担の原則に則り、適切かつ積極的な見直しを行い、その適正化を図ること。また、法令、地方財政計画の改正、施設の改築等により改定すべきものなどについては、速やかに対処すること。

##### (4) 財産収入

財産の現況を的確に把握し、将来にわたって利用する予定のないものについては、財源の確保を図る観点から、早期処分を努めること。

(5) 貸付金に係る元利収入

適切な債権管理による収入の確保に努めること。

(6) 県債

適切な活用を図りつつも、県債残高の圧縮のため、後年度の財政負担を考慮したものとすること。

(7) その他の歳入

一般財源圧縮の視点から、積極的な確保に取り組むこと。

2 歳出関係

各部局の要求上限額は、次の経費区分に従い別途指示する額とするので、厳守の上要求すること。

また、『最少の経費で最大の効果を挙げる』ことを常に念頭におき、歳出全般について精査した上で予算を要求すること。

(1) 経費区分

事業の経費区分は次のとおりとする。各事業は既に定めた経費区分を変更できないものとする。

A 経費：部局主体の予算編成枠

A - 1 : 算出方法が法定された義務的事業

A - 2 : 全国一律の制度や協定等により負担が定められた事業

A - 3 : 全額特定財源の事業

A - 4 : 既設定の継続費・債務負担行為

A - 5 : 内部管理的な経費

A - 6 : 既存施設の維持運営費（平年度分）

A - 7 : 県の委託施設に関する事業（平年度分）

A - 8 : 国庫補助事業

A - 9 : 県単事業

B 経費：政策的議論を徹底する予算編成枠

B - 1 : 新規事業

B - 2 : 指定継続事業

B - 3 : 一般継続事業

B - 4 : 施設の維持運営費（新規扱い分）

B - 5 : 県の委託施設に関する事業（新規扱い分）

B - 6 : 人件費

B - 7 : 公債費

B - 8 : 扶助費

B - 9 : 公共事業（国庫補助・臨時交付金等）

B - 10 : 県単公共事業（県単独・地方特定）

B - 11 : 団体補助

(2) 財源の流用

経費区分ごとに示された財源の区分間流用については、別紙のとおりとする。

(3) 審査方法

いずれの事業についても、知事審査後に予算案として確定するものであること。

なお、A経費については、県政の基本理念、他施策との整合及びこの通知に定める各事項に反しない限り要求内容を尊重するので、部局長のマネジメントにより自主的・自律的な見直し・再構築を行い、経費を十分精査した上で要求額を算定すること。

(4) 義務的経費

公債費、地方消費税清算金、県税還付金、県税に係る市町村交付金、法令等に基づく義務的補助は、現行制度（制度の改正が見込まれるものは改正後の制度）により、その要求額を算定すること。

(5) 投資的経費事業

公共事業

投資効果のより高い分野・箇所への集中投資を行い「重点化」を図るほか、限られた財源でより大きな事業量の確保が可能となるコスト縮減に努めること。

また、事業効果の早期発現、実態に合わせた事業の進度調整、事業効果の評価等を徹底すること。

その他の投資的経費事業

県民生活に直結した緊急性の高いものや本県の発展に欠かすことのできない事業に限定し、真に必要なかつやむを得ないものを除き、事業の中止や繰り延べ、規模の縮小等を検討すること。

(6) 外郭団体への支出

指定管理者制度の導入や公益法人制度改革など、団体を取り巻く環境が変化する中で、その存在意義を検証し、あり方や事業について不断の見直しを行うとともに、一層の効率性・公益性の発揮に向けて経営改革を推進するよう、適切な指導監督を行うこと。

特に、団体に対する財政支出については、経営の効率化及び自立化を促進する観点から、補助及び委託の内容、方法など必要な見直しを行った上で、予算要求額を算定すること。

(7) 補助金

各種補助金については、時代状況の変化を踏まえた必要性の検証、市町村や民間との役割分担、費用対効果、補助率の適正化などの観点から、個々の事業ごとに十分に精査・検証し、積極的に見直すこと。特に、国庫補助事業に県単独で任意の上乗せを行っているものについては、原則廃止を前提に見直すこと。また、継続する事業についても終期を設定すること。

さらに、新たな財政負担を伴う補助事業は創設しないこととし、既存事業のスクラップにより創設する場合であっても、上記の観点から必要性等を十分に吟味すること。

#### (8) 市町村支援

県から市町村への財政支援については、地方分権を推進する観点から、市町村の自主性・自立性の更なる向上を図るという視点に立って、補助金の整理合理化、補助率の適正化、統合・重点化等の見直しを積極的に図ること。

この際、各補助金の趣旨・目的を踏まえつつ、市町村の財政力に応じた見直しや零細補助の廃止を検討すること。

なお、見直しに当たっては、市町村に対して事業の状況や県の財政状況等について説明の上、十分に協議調整を行い、相互理解と共通認識に立った見直しとなるよう留意すること。

#### (9) 制度融資等（利子補助を含む）

民間においても同様のサービスが提供されていないかなど、制度融資等の必要性を十分に検討するとともに、貸付金利・預託金利等の各種条件についても見直しを行うこと。

また、融資枠の設定に当たっては、過去の実績や後年度の財政負担等も踏まえ、適切な融資枠を設定すること。

#### (10) 情報システム

住民サービスの向上と業務改革の視点から、費用対効果を検証し、効率的なシステム運用を行うこと。

また、その経費の見積りに当たっては、既存システムに係る維持管理経費の一層の削減に努めるとともに、システム構築については、業務改善の視点に立ち、対象業務を精査した上で、後年度の負担を含めた費用対効果を明らかにすること。

#### (11) その他

各種協議会に係る負担金については、国・県・市町村等の役割分担を踏まえ、協議会設置の必要性、支出の合理性、負担額の妥当性等について十分に検討すること。

また、（仮称）みどりの基金の取扱いについては、別途調整を図ることとする。

### 3 継続費、債務負担行為

新規に設定する場合は、事業規模、年割額等を十分検討し、後年度において過重な財政負担を招かないよう留意すること。

### 4 企業会計・特別会計

公営企業管理者、病院事業管理者にあつては、所管事業の経営状況を的確に踏まえ、更なる企業努力の徹底により、事務事業や執行体制を厳しく見直し、知事部局と同一の基調に立って、予算原案を作成されたい。

また、各特別会計においては、一般会計と同一歩調で改革を進め、一般会計の負担軽減を図る方策を検討すること。

予算見積調書の提出期限

平成 19 年 11 月 8 日（木）

なお、平成 19 年度 9 月補正予算より、予算見積調書の作成に当たっては予算編成システムを使用することとなっているので、留意すること。

その他

取扱いの細部については、別途、財政課長から各課（所・室）長あて通知する。